

入 札 説 明 書

件名：新潟市学習用端末等貸借

令和 7 年 6 月

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（1） 件名及び数量

「新潟市学習用端末等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（2） 履行の内容等

仕様書のとおり

（3） 履行場所

新潟市教育委員会学務課が指定する場所

（4） 履行期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60ヶ月間）

なお、本調達は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。

（5） 入札方法

契約初年度分（令和8年1月1日から令和8年3月31日までの3ヶ月分）で入札に付する。

なお、本件は新潟県公立学校情報機器整備事業費補助金による事業であり、落札者は新潟市と共同申請者となる。また、補助金については、共同申請者（落札者）に直接支払われることとなる。入札金額については、以下の項目に留意すること。

ア 補助金を除いた額で算定すること。なお、補助金額は千円未満を切り捨てて算出すること。

イ 補助金の交付対象台数は57,837台とする。

ウ 補助対象は、端末本体、ハードウェアキーボード、タッチペン、デバイス管理ツール（MDM）、および設定作業、搬入作業に係る費用である。

エ 補助金額は、下記補助基準額・補助率に基づき算出する。

補助基準額 1台当たり 55,000円

補助率 次の計算式に基づく定額

補助基準額×補助金交付対象台数×2／3と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）×補助金交付対象台数×2／3のいずれか低い額

なお、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、該当消費税等控除額に相当する額が減額されることに注意すること。（該当額が明らかな場合でも、明らかになった時点に応じて該当額を返還すること。）

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

3 問い合わせ先

新潟市教育委員会学務課

951-8554（郵便番号）

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

電 話 025-226-3165（直通）

F A X 025-226-0042

電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に機能証明書（機器等明細一覧）（別記様式第2号）を添えて、令和7年6月24日（火）午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

- (2) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。
- (3) 競争入札参加資格確認結果については、本項第1号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和7年7月3日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を電子ファイルにて、入札参加資格者が提出した一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に記載の「連絡先E-mail」に送信して交付する。

5 入札保証金

規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時、場所

令和 7 年 7 月 1 4 日（月）午後 2 時 0 0 分

新潟市役所ふるまち庁舎 4 0 1 会議室

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 4 階

(2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和 7 年 7 月 4 日（金）から令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 5 時までに第 3 項の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第 3 号）を令和 7 年 6 月 2 日（月）から同年 6 月 1 6 日（月）午後 5 時までに第 3 項の場所へ電子メールにより提出すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第 4 項第 3 号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別記様式第 5 号）を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及びその押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名（件名）及び数量

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通

貨による表示とすること。

(1 1) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第 7 号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

(1 2) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

(1 3) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(1 4) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(1 5) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(1 6) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(1 7) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(1 8) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第 1 号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第 7 項各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

(1 9) 再度入札は 1 回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3) 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する不正の行為によった入札

- (5) 公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 補助金交付申請等

落札者は新潟市と共同で、補助金の交付申請・実績報告等を行うこと。なお、申請書類等の作成は、原則として新潟市が行い、落札者は新潟市の要求に応じ、必要な資料を提出すること。

10 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。た

だし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）毎の内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

1 3 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 4 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 5 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を令和7年6月17日（火）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

1 6 その他

(1) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

(2) 本調達は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地
称号又は名称
代 表 者 氏 名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目		摘 要
入 札 公 告 年 月 日		令和 7 年 6 月 2 日
公 告 番 号		新潟市契約公告第 3 8 号
調 達 物 品 名		新潟市学習用端末等賃貸借
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録		☐ 済 ☐ 申請中 業 者 コ ー ド :
添 付 書 類		・機能証明書(機器等明細一覧)(別記様式第 2 号)
連絡先	担 当 者	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i l	

機能証明書（機器等明細一覧）

年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）所 在 地
称号又は名称
代 表 者 氏 名

（押印不要）

「新潟市学習用端末等賃貸借」の入札に関し、仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため、以下のとおり機能証明書を提出します。

仕様対 応番号	品名	仕様	製造元	数量	仕様書 との適合

※ 複数枚になる場合は、右にページ番号を付してください。（__ページ／全__ページ）

- 注1 仕様欄には、選定機器等の仕様を具体的に明示し、適合欄に新潟市の仕様との差異についてコメントを記述すること。
- 注2 オプション機器等を追加している場合は、当該機器等を該当欄に記載すること。
- 注3 提案機器等の仕様を裏付ける書面（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料等）を添付すること。
- 注4 虚偽の記載があった場合は、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき、指名停止処分を受けることがある。
- 注5 複数枚になる場合、2枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えない。
- 注6 当該内容については、企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから、原則として公開しない。

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第38号

2 件 名 新潟市学習用端末等賃貸借

質 疑 事 項

- 注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注2 提出期限は令和7年6月16日（月）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。
- 注3 回答は、提出期限後3日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

入札書

年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

金額		百		千		円	
履行場所	新潟市の指定する場所						
品名 新潟市学習用端末等 賃貸借	品質・規格 仕様書のとおり	数量 3ヶ月		単価		金額	

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

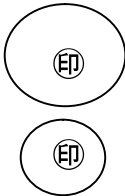
入札書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

〇〇年〇〇月〇〇日

新 潟 市 長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受 任 者 〇〇 〇〇

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

補助金分を差し引いたうえ、3 ヶ月分の金額（税抜）の金額を記入してください。下記内訳の「金額」欄の合計と同額。

金 額	¥	百	〇	〇	〇	千	〇	〇	円	
履 行 場 所	〇〇〇〇〇									
品 名 新潟市学習用端末等 賃貸借	品 質・規 格 仕様書の とおり		数 量 3 ヶ月		単 価 〇〇〇〇円			金 額 〇〇〇〇〇円		
“仕様書のとおり” という記載でも結構です。				補助金分を差し引いたうえ、月額（税 抜）を記入してください。						

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名

印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名 新潟市学習用端末等賃貸借

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所 ○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号
氏 名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○



受 任 者 氏 名 ○○ ○○



記

件 名 新潟市学習用端末等賃貸借

別記様式第6号

入 札 辞 退 届

件 名：新潟市学習用端末等賃貸借

上記について、都合により入札を辞退します。

新潟市長 様

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

新潟市学習用端末等貸借仕様書

令和 7 年 5 月

新潟市教育委員会学務課

目次

1. 業務の名称	1
2. 納入場所	1
3. 賃貸借期間	1
4. 賃貸借期間および支払い方法	1
5. 業務の目的	1
6. 業務の範囲	1
7. 導入にかかる概要および基本的条件	1
7.1. 概要および基本的条件	1
8. 業務の内容	2
8.1. 機器等の賃貸借	2
8.2. 設定作業	2
9. 調達機器等の仕様	4
9.1. 学習用端末	4
9.2. キーボードケース	5
9.3. タッチペン	5
9.4. ソフトウェア	6
9.5. 機器の搬入	8
9.6. 機器の保証	8
10. 賃貸借物件の提供	8
10.1. 物件ラベルの添付	8
10.2. 契約満了後の措置	8
10.3. 動産保険	8
10.4. 物件の返還	8
11. 成果物等	9
11.1. 成果物	9
11.2. 納品形態および部数	9
12. 機密の保持事項	10
13. その他特記事項	10
13.1. 疑義の解釈	10
13.2. 業務評価の特記仕様	10

1. 業務の名称

「新潟市学習用端末等賃貸借」

2. 納入場所

新潟市教育委員会学務課が指定する場所

3. 賃貸借期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで（60 か月）

4. 賃貸借期間および支払い方法

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借開始までの期間は、初期設定等に要する準備期間とし、支払いについては令和8年1月実績分から発生するものとする。

5. 業務の目的

新潟市立学校の児童生徒、指導者等が使用する学習用端末およびソフトウェア等について、調達する。

6. 業務の範囲

ハードウェアおよびソフトウェアの調達、初期設定（ソフトウェアのインストール、アンインストール、無線アクセスポイントへの接続設定、各種設定）、機器等の搬入を行うものである。

7. 導入にかかる概要および基本的条件

7.1. 概要および基本的条件

- (1) 納入する端末の OS は調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。
- (2) 本業務には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、初期設定、搬出・搬入等一式）にかかる費用を含むこと。
- (3) ソフトウェア、サービス、サポート等について、賃貸借期間を通してかかる費用を見込むこと。
- (4) 端末本体費用、ソフトウェア費用、初期設定費用、運搬搬入費用等の内訳を提出すること。

8. 業務の内容

本業務の受注者は、下記の業務について、新潟市（以下「本市」という。）と協議・合意の上、実施すること。

8.1. 機器等の賃貸借

本仕様書「9. 調達機器等の仕様」に示す機器等の条件に適ったハードウェア及びソフトウェア等を選定し、本市が指定する場所に納入すること。

8.2. 設定作業

納入する機器・ソフトウェアインストール・ネットワーク等について導入初期設定を行うこと。

- (1) Apple VAR (Value Added Reseller) または AAES (Apple Authorized Education Specialist) として端末メーカーから認定されている企業が提供している設定サービスを利用すること。
- (2) 設定作業開始から納品完了までの工程表を作成し、作業開始前に事前に本市に提出すること。
- (3) 現環境から円滑に継続するため、本市の提供する資料等により、必要な設定について提示すること。
- (4) 各設定内容の詳細については、(3) で作成した設定をもとに本市と協議のうえ決定すること。
- (5) 端末の管理運用を行うため、本市が別途提示する管理番号等のラベルを 1 台あたり 2 枚作成し、本体に貼付すること。
- (6) 端末を Automated Device Enrollment (ADE) 登録すること。
- (7) 設定情報が入力されているファイルは、タブレット端末の利用者側では削除ができないようにすること。
- (8) フィーチャーセット/プロファイル/監視ポリシーを端末に配信し、適用確認をすること。
- (9) iPadOS については、原則、納入時点の最新バージョンとすること。ただし、メジャーアップデートにより、納入時点で最新バージョンにすることにより導入するソフトウェアに影響が明らかである場合などは協議して導入するものとする。
- (10) 納入時において、タブレット端末は一体型キーボードケースにセットしキーボードが利用できる状態で納入すること。
- (11) 本市が指定するアプリケーションをインストールすること。
- (12) 本市が指定するブラウザで操作可能なソフトウェアについては、ホーム画面にショートカットアイコンを作成すること。
- (13) 納入する機器が校内通信ネットワーク整備事業で設置されている無線アクセスポイントに接続できるよう設定すること。設定内容については、別途指示する。

- (14) ASM (Apple School Manager)、MDM、授業支援ソフト(表 4 参照)については本市指示のもと、現環境の継続を前提に必要な管理者側の設定等の変更を行うこと。
- (15) Web フィルタリングについては、初期環境構築を実施すること。また、設定項目については、本市が別途提示する現環境の設定を参考に協議のうえ決定すること。
- (16) 納品に合わせて基本設計書、パラメータシート、運用ガイドを完成図書として作成すること。また、運用ガイドの内容に準じて管理者向けに研修を 1 回実施すること。

9. 調達機器等の仕様

9.1 学習用端末（53,870台）、指導者用端末（3,673台）、予備機端末（3,967台）

表 1 端末仕様

区分	諸元	備考
ハードウェア		
OS	iPadOS	
ストレージ	128GB 以上	
画面	10.9インチ以上	
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上	
バッテリー	標準的な使用において8時間以上の稼働が可能なこと	
カメラ機能	インカメラおよびアウトカメラ	
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを端末台数分用意すること（キーボードケースがスタンドになる場合は別途準備する必要はない）	
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること。 端末本体にマイク・ヘッドフォン端子が無い場合は、キーボードケースにマイク・ヘッドフォン端子を内蔵すること。ただし、キーボードケースが Smart Connector 接続の場合は、マイク・ヘッドフォン端子の変換アダプタを用意すること。	
外部接続端子	USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること	
重さ	1.2kg 未満（キーボードケース込）	
その他	端末に適合するメーカーの純正の充電ケーブル・電源アダプタを合わせて納入すること。 新品、未使用の最新モデルであること (参考品：iPad (A16) Wi-Fiモデル)	

9.2. キーボードケース（61,510台）

表 2 キーボードケース仕様

区分	諸元	備考
ハードウェア		
キーボードケース	(1) タブレット端末本体へ物理的に接続するキーボードであること。 (2) Smart Connector又はUSB Type-Cで、接続でき、ペアリングや充電が不要であること。 (3) 本体部分とキーボード部分の接続の際、コードがキーボードの外側に露出しないこと。 (4) 保護性能においてMIL規格を取得していること。水漏れ及び粉塵に対して対策が取られている機能を有すること。 (5) キーボード・スタンド・本体カバーが一体となっていること。 (6) 容易にキーを外せない構造であること。 (7) 日本語配列のキーボードであること。 (8) 液晶画面を覆うカバーが付いたケース（いわゆる手帳・ノート型）であること。 (9) iPadのショートカットキーが付いていること。 (10) スタンド機能を有すること。スタンドの角度は、無段階で調整ができること。 (11) 容易に開閉ができる構造であること。 (12) タッチペンを格納するホルダーがあること。 (13) キーボード装着状態でUSB Type-Cから本体の充電及び映像出力の利用が可能であること。ただし、Smart Connector接続の場合はこの限りでない。 (14) 5年間のメーカー保証を付帯すること。また、送料はメーカー負担の先出 センドバック方式であること。 (15) 保証は自然故障ならびに故意ではない落下による破損も含むこと。	参考品 ロジクール社 RuggedCombo4

9.3. タッチペン（61,510本）

表 3 タッチペン仕様

区分	諸元	備考
ハードウェア		

タッチペン	(1) 9.1. 学習者用端末で動作確認済みの充電式スタイラスペンであること。充電ケーブルをあわせて納品すること。 (2) パームリジェクション機能を有すること。 (3) ペ어링不要であること。 (4) スリープ機能又は自動電源オフ機能等、節電機能を有すること。 (5) 傾き検知機能を有すること。 (6) 連続使用時間が約10時間以上であること。 (7) USB Type-Cケーブルによる充電であること。 (8) ペン先はPOM樹脂素材であり、替え芯が3つ付属していること。	
-------	--	--

9.4. ソフトウェア

(MDM 61,510本、授業支援ソフト 53,870本、Webフィルタリング 61,510本)

ソフトウェアについてはキitting作業時に必要な費用も全て含むこと。

表4 ソフトウェア仕様

区分	諸元	備考
ソフトウェア		
MDM	mobiconnect for education with AAES 5年	指定品
授業支援ソフト	ロイロノート・スクール 5年	指定品
Web フィルタリング	(1) クラウド型のURLフィルタリングであること。 (2) 国内で開発・販売されている製品で、日本語によるサポート対応が可能であること。 (3) 日本PTA全国協議会推薦の製品であること。 (4) Webサービスにログイン後のページもカテゴリ判定が可能なこと。 (5) Webサイトへのデータ送信(POST)規制ができること。 (6) フィルタリングのデータベースが1営業日に複数回以上更新されること。 (7) フィルタリングの設定は、利用時間帯や曜日、期間ごとに設定できること。 (8) セーフサーチ(検索エンジンによる検索結果制御機能)の強制的な設定が可能であること。 (9) アクセスログの保存期間は1年間可能で、ユーザーのインターネット利用状況の詳細な可視化・分析	

		が可能なこと。 (10) クラウドサービスは日本国内で提供され、日本の法令が適用され、管轄裁判所が国内であること。	
--	--	---	--

9.5. 機器の搬入

- (1) 搬入先については、別紙 1「搬入先一覧」を参照すること。なお、搬入先は現時点での予定のため、変更となる場合がある。
- (2) 各搬入先の指定スペース 1 箇所に納品箱のまま納めること。
- (3) 機器の搬入に係る要件については、本市および各校と協議の上進めること搬入にあたっては、作業日程および作業内容を速やかに本市へ提出し、承認を得ること。作業従事者は必ず「会社名」「氏名」等を明記したものを首に掛けるなどし、作業を行うこと。
- (4) 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、本市および各校の管理者に報告するとともに、受注者の負担において、現状復旧すること。
- (5) 本市が指定する事業名、導入日、賃貸借期間、受注者名、連絡先等を記載したテプララベルを作成し、端末台数に予備を加え、搬入先へ納入すること。

9.6. 機器の保証

- (1) 端末の保証については 1 年のセンドバック方式とすること。
- (2) 端末の不調時には、送付から 2 週間程度で修理または交換すること。

10. 賃貸借機器等

10.1. ラベルの添付

9.5(5)で作成したシールを本体等に貼付すること。

10.2. 契約満了後の措置

- (1) 賃貸借期間満了後は契約を終了とし、機器を45日以内に返却する。
- (2) 本市からの要望がある場合、タブレット端末およびその他の物品について、再リースすることができること。

10.3. 動産保険

本契約において、借上機器への動産総合保険は不付保とすること。

10.4. 物件の返還

- (1) 本市は、賃貸借期間の満了又は解除等により終了したときは、物件を原状に復し（通常の使用および収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除く、また、本市の責任によらない事由による損傷を含む。）、契約終了から物件を45日以内に返還するものとする。
契約台数は、61,510台とする。
- (2) 本市は、返還する物件のデータ消去、アクティベーションロックを解除した上で導入台数の 95%以上を破損なく稼働できる状態で返還するものとする。 なお、

同梱される充電器、ケーブル類に関しては使用できる物は可能な限り返還する。

- (3) 物件の返還又は処理に要する一切の費用は本契約に含めるものとする。
- (4) 契約台数の返却条件として、全台数を返却とするが、うち正常に稼働するものの台数を全体の95%以上とする。
- (5) 返却率が95%に満たない場合は、本市と受注者が別途協議のうえ対応を決定する。
- (6) 賃貸借期間終了時においては、速やかに機器等の回収を行うこと。また、保存されたデータ等は、データ消去ソフトウェア等により復元不可能な状態にし、データ消去証明書等を提出すること。

11. 成果物等

本業務の成果物を「表 4 成果物一覧」に示す。スケジュールは表の「納入時期」を目安とし、本市の承認を得た上、提出すること。

表 4 成果物一覧

No	作成ドキュメント	内容	納入時期
1	端末情報一覧	シリアルナンバー、OS 情報、ソフトウェア情報等	搬入開始日の 4 週間前まで
2	機器搬入作業計画書	機器の搬入スケジュール、作業内容等	搬入開始日の 4 週間前まで
3	設定業務に関する図書	基本設計書、パラメータシート、運用ガイド	令和7年12月31日まで

11.1. 納品形態および部数

書面および電子データでそれぞれ 1 部納入すること。また、成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

12. 機密の保持事項

- (1) 受注者は、本市の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 受注者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (3) 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。

13. その他特記事項

13.1. 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

13.2. 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は下記の基準により評価し、記録を保存するものとする。なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

表 5 業務評価基準

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

搬入先一覧

区	学番	学校名	住所	学習用端末（台）			
				児童生徒用	予備機	指導者用	合計
北区	1101	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	407	30	28	465
北区	1102	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	55	4	4	63
北区	1103	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	240	18	16	274
北区	1104	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	336	25	23	384
北区	1105	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	527	39	36	602
北区	1106	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	602	44	41	687
北区	1108	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	387	28	26	441
北区	1110	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	489	36	33	558
北区	1111	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	71	5	5	81
北区	1112	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	57	4	4	65
東区	1201	山の下小学校	新潟市東区山の下町8番55号	216	16	15	247
東区	1202	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	717	53	49	819
東区	1203	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	350	26	24	400
東区	1204	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	411	30	28	469
東区	1205	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	752	55	51	858
東区	1206	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	461	34	31	526
東区	1207	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	625	46	42	713
東区	1208	牡丹山小学校	新潟市東区牡丹山6丁目15番1号	659	49	45	753
東区	1209	東中野山小学校	新潟市東区猿ヶ馬場9番地	579	43	39	661
東区	1210	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	299	22	20	341
東区	1211	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	463	34	31	528
東区	1212	江南小学校	新潟市東区江南5丁目1番地1	450	33	31	514
中央区	1301	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	314	23	21	358
中央区	1302	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	203	15	14	232
中央区	1303	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	198	15	13	226
中央区	1304	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	189	14	13	216
中央区	1305	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	430	32	29	491
中央区	1306	日和山小学校	新潟市中央区稻荷町3511番地	362	27	25	414
中央区	1310	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	228	17	16	261
中央区	1311	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	368	27	25	420
中央区	1312	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	397	29	27	453
中央区	1313	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	677	49	46	772
中央区	1314	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	976	72	66	1,114
中央区	1315	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	275	20	19	314
中央区	1316	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	685	50	47	782
中央区	1317	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	194	14	13	221
中央区	1318	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	317	23	22	362
中央区	1319	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	727	54	49	830
中央区	1320	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号	475	35	32	542
中央区	1321	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	391	29	27	447
江南区	1401	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	285	21	19	325
江南区	1402	大淵小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	159	12	11	182
江南区	1403	曾野木小学校	新潟市江南区天野2丁目7番1号	353	26	24	403
江南区	1404	両川小学校	新潟市江南区酒屋町687番地1	115	8	8	131
江南区	1406	東曾野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	138	10	9	157
江南区	1407	横越小学校	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号	551	41	37	629
江南区	1408	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	382	28	26	436
江南区	1409	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	178	13	12	203
江南区	1410	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	669	49	45	763
江南区	1411	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	638	47	43	728
秋葉区	1501	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	394	29	27	450
秋葉区	1502	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	373	27	25	425
秋葉区	1503	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	687	51	47	785
秋葉区	1505	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	562	41	38	641
秋葉区	1506	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	415	31	28	474

搬入先一覧

区	学番	学校名	住所	学習用端末（台）			
				児童生徒用	予備機	指導者用	合計
秋葉区	1507	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	76	6	5	87
秋葉区	1508	小合小学校	新潟市秋葉区出戸180番地	66	5	4	75
秋葉区	1509	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	243	18	17	278
秋葉区	1510	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	256	19	17	292
秋葉区	1511	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	58	4	4	66
秋葉区	1512	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	213	16	14	243
秋葉区	1513	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	181	13	12	206
南区	1601	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	51	4	3	58
南区	1602	茨曾根小学校	新潟市南区茨曾根1432番地1	80	6	5	91
南区	1603	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	68	5	5	78
南区	1604	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	170	13	12	195
南区	1605	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	458	34	31	523
南区	1606	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	130	10	9	149
南区	1607	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	93	7	6	106
南区	1608	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	129	9	9	147
南区	1609	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	471	35	32	538
南区	1610	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	210	15	14	239
南区	1611	月潟小学校	新潟市南区月潟1410番地	159	12	11	182
西区	1701	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	578	43	39	660
西区	1702	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	505	37	34	576
西区	1703	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	866	64	59	989
西区	1791	希望が丘分校	新潟市西区五十嵐3の町9952番地	2	1	2	5
西区	1704	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	54	4	4	62
西区	1705	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	302	22	21	345
西区	1706	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	31	2	3	36
西区	1707	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	25	3	2	30
西区	1708	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	315	23	21	359
西区	1709	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	461	34	31	526
西区	1710	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	765	56	52	873
西区	1711	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	601	44	41	686
西区	1712	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	415	31	28	474
西区	1713	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	617	45	42	704
西区	1714	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	396	29	27	452
西区	1715	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	391	29	27	447
西区	1716	黒埼南小学校	新潟市西区木場911番地1	143	11	10	164
西区	1717	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	388	29	26	443
西区	1718	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	295	22	20	337
西区	1719	新通つばさ小学校	新潟市西区大野137番地	346	25	24	395
西蒲区	1801	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	103	8	7	118
西蒲区	1802	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	182	13	12	207
西蒲区	1803	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	173	13	12	198
西蒲区	1804	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	144	11	10	165
西蒲区	1805	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	59	4	4	67
西蒲区	1806	潟東小学校	新潟市西蒲区今井1031番地	203	15	14	232
西蒲区	1809	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	110	8	7	125
西蒲区	1810	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	134	10	9	153
西蒲区	1811	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	63	5	4	72
西蒲区	1812	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	76	6	5	87
西蒲区	1813	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	320	24	22	366
西蒲区	1814	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	125	9	8	142
西蒲区	1815	巻北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	479	35	33	547
北区	2101	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	305	22	21	348
北区	2102	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	61	4	4	69
北区	2103	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	188	14	13	215
北区	2104	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	353	26	24	403

搬入先一覧

区	学番	学校名	住所	学習用端末（台）			
				児童生徒用	予備機	指導者用	合計
北区	2105	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	210	15	14	239
北区	2106	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	75	6	5	86
北区	2107	早通中学校	新潟市北区早通396番地	269	20	18	307
北区	2108	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	304	22	21	347
東区	2201	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	437	32	30	499
東区	2202	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	311	23	21	355
東区	2203	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	368	27	25	420
東区	2204	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	359	26	24	409
東区	2205	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	419	31	28	478
東区	2206	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	485	36	33	554
東区	2207	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	469	35	32	536
東区	2208	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	327	24	22	373
中央区	2301	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	470	35	32	537
中央区	2302	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	699	51	48	798
中央区	2303	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	187	14	13	214
中央区	2304	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	225	17	15	257
中央区	2305	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	201	15	14	230
中央区	2307	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	436	32	30	498
中央区	2308	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	849	60	56	965
中央区	2309	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	386	28	26	440
江南区	2401	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	149	11	10	170
江南区	2402	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	250	18	17	285
江南区	2403	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	44	3	3	50
江南区	2404	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	279	21	19	319
江南区	2405	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	552	41	38	631
江南区	2406	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	382	28	26	436
秋葉区	2501	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	582	43	40	665
秋葉区	2502	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	569	42	39	650
秋葉区	2503	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	359	26	24	409
秋葉区	2504	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	76	6	5	87
秋葉区	2505	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	117	9	8	134
秋葉区	2506	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	217	16	15	248
南区	2601	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	120	9	8	137
南区	2602	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	292	22	20	334
南区	2603	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	61	4	4	69
南区	2604	白根北中学校	新潟市南区鷺ノ木新田4814番地	341	25	23	389
南区	2605	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	103	8	7	118
南区	2606	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	79	6	5	90
西区	2701	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	664	49	45	758
西区	2702	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	805	56	55	916
西区	2791	希望が丘分校	新潟市西区五十嵐3の町9952番地	9	2	2	13
西区	2703	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	149	11	10	170
西区	2704	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	32	3	3	38
西区	2705	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	775	57	53	885
西区	2706	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	549	40	37	626
西区	2707	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	302	22	21	345
西区	2708	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	479	35	33	547
西蒲区	2801	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	148	11	10	169
西蒲区	2802	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	221	16	15	252
西蒲区	2803	潟東中学校	新潟市西蒲区三方250番地	134	10	9	153
西蒲区	2804	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	138	10	9	157
西蒲区	2805	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	244	18	17	279
西蒲区	2806	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	324	24	22	370
東区	3201	東特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬31番地	217	16	15	248
西蒲区	3801	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	125	9	8	142

搬入先一覧

区	学番	学校名	住所	学習用端末（台）			
				児童生徒用	予備機	指導者用	合計
中央区	6301	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	353	26	24	403
中央区		学務課	新潟市中央区古町通7番町1010番地			10	10
合計				53,870	3,967	3,673	61,510

新潟市学習用端末等賃貸借契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟市学習用端末（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 件名及び数量

「新潟市学習用端末等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、明細は、別表１「機器等の名称及び数量」のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

3 履行期間

令和８年１月１日 から 令和１２年１２月３１日まで（６０か月）

4 設置場所

甲の指定する場所

5 契約金額

賃貸借料	月額	金	円
消費税及び地方消費税額	月額	金	円
小 計	月額	金	円
内訳 小学校分	月額	金	円
中学校分	月額	金	円
特別支援学校分	月額	金	円

※ 各月の支払いについては別表２のとおりとする。

6 契約保証金

金 _____ 円 納付 （又は免除 又は〇〇〇〇の保証）

7 特約条項

別紙「新潟市学習用端末等賃貸借契約書 契約条項」のとおり。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通１番町 602 番地 1

新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

印

別表 1 機器等の名称及び数量

(税抜)

品名		型番	数量	月額賃料単価	月額賃料合計	月額呆守単価	月額呆守合計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計							

別表 2 リース（賃貸借）料の内訳

期 間	賃貸料（税込）	うち消費税額
令和 8年1月1日～令和 8年 3月31日	円	円
令和 8年4月1日～令和 9年 3月31日	円	円
令和 9年4月1日～令和10年 3月31日	円	円
令和10年4月1日～令和11年 3月31日	円	円
令和11年4月1日～令和12年 3月31日	円	円
令和12年4月1日～令和12年12月31日	円	円
契約総額	円	円

新潟市学習用端末等賃貸借契約条項

(基本合意)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、機器をこの契約の定めにより賃貸し、甲はこれを借り受ける。
- 3 機器の納入、撤去その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約及び仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。なお、この契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又はこの契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(賃料の請求及び支払)

- 第2条 甲は、契約書で定める賃料を乙に支払うものとする。ただし、下記の場合において、甲が乙に支払うべきその月分の賃料は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

- (1) 機器の引渡日が月の途中である場合
- (2) 甲が月の途中で契約の全部又は一部を解除した場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、機器を使用できなかった場合

2 乙は、前項の賃料の当月分を翌月以降に、書面をもって甲に対して請求するものとする。

3 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格したのちでなければすることができない。

4 甲は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃料を乙に支払わなければならない。

5 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（公租公課）

第3条 機器に係る公租公課は、乙の負担とする。

（契約の保証）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額を一年間あたりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（機器等の譲渡又は転貸の禁止）

第6条 甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先の本業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。

4 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、この契約で定めた事項を遵守させなければならない。

5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

（所有機器の表示）

第8条 乙は、機器等に乙の所有に属する旨の表示をしなければならない。

（検査及び引渡し）

第9条 乙は、履行期間の始期までに甲の指定した場所に機器を設置し、甲が使用できる状態に調整（以下、設置及び使用できる状態に調整することを総称して「納入」という。）した後、甲に対して通知する。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった後、甲の指定する期限までに乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。

3 甲は、納入された機器が前項の検査（第5項の検査をしたときは、同項の検査。以下、これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 甲は、検査に不合格となった機器について、期間を定め、機器の修補、代替機器及び不足分の機器の納入、あるいは代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第25条の規定を準用する。

5 乙は、前項の機器の修補、代替機器又は不足分の機器の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、前2項の規定を準用する。

6 乙は、検査及び引渡しに要する費用のほか、この契約の履行に要する費用を全て負担す

るものとする。

（機器の使用管理）

第10条 甲は、機器の利用説明書による使用方法に従い機器を使用しなければならない。

2 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

3 乙は、引渡しと同時に履行期限まで機器の使用収益の権利が甲にあることを確約する。

（履行滞の場合における違約金等）

第11条 乙の責に帰すべき事由により、履行期間の始期までに機器を引渡すことができないときは、甲は、乙に対し、違約金の支払いを請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する期日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期間の始期までに既にこの契約に基づく機器の一部の引渡しに係る部分に相当する賃料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、賃料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（機器等の維持管理）

第12条 甲は、機器等の設置場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

（資料等の提供、管理及び返還）

第13条 乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又はこの契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

（主任担当者の指定及び通知）

第14条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

（直接対話の原則禁止）

第15条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

（指揮命令）

第16条 乙は、本業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の保守業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

（事故等の報告）

第17条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

（作業状況の報告等）

第18条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

（甲の検査監督権）

第19条 甲は、乙のこの契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業場所を实地調査し、本業務の実施に係る必要な指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。なお、实地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。

（成果物の納入）

第20条 乙は、仕様書又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべきこの契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

（第三者の権利の使用）

第21条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

(1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。

(2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。

- (3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、この契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したもの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

(情報の目的外使用の禁止)

第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、この契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしにこの契約の目的外に使用してはならない。

(機器の引取り等)

第24条 乙は、この契約の賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された場合は、機器等を速やかに引き取らなければならない。

- 2 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復しなければならない。

(契約不適合責任)

第25条 引き渡された機器が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該機器の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下、これらを「追完」という。）又は契約金額の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させ、又はこの契約を解除することができる。

- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(立入権)

第26条 乙は、その代理人、支配人その他の使用人を機器の納入、調整修理等のために機器の設置場所に立ち入らせることができる。

(他の機械器具の取付け及び機器の移転)

第27条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で甲が行うものとする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取付けが機器の保守修理の費用を増大させ、所定の保守修理ができないとき、又は機器の正常円滑な操作若しくは機器の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承諾しないことができる。

(契約の変更)

第28条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第29条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行期限の延長)

第30条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する期日までに、甲に対し第9条に規定する検査及び引渡しが完了できない場合は、速やかにその事由を明記した書面により、履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(一般的損害)

第31条 この契約の履行に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担するものとする。

る。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- 2 天災、火災、盗難その他両者の責めに帰すことのできない事由により機器が滅失、損傷した場合及び損害が生じた場合の費用の負担については、甲乙協議の上詳細を決定する。

（第三者に及ぼした損害）

第32条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決にあたるものとする。

（甲の解除権）

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他のこの契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第34条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第35条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第36条 乙は、甲が第33第1項若しくは第2項又は第34の規定により契約を解除した場合、機器の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第37条 乙は、この契約に関して第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、機器の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第34条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第38条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（機器の撤去）

第39条 乙は契約期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに機器を撤去しなければならない。

2 機器の撤去に要する費用については、乙の負担とする。

（危険負担）

第40条 機器の引渡し前に生じた機器の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 機器の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって機器が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

（運搬責任）

第41条 この契約の履行に関し、原始資料等、機器等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

（費用の負担）

第42条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（乙の責務）

第43条 乙は、甲に対して機器の利用技術を指導するものとし、甲が目的とする対象業務が合理的・効果的に処理され、甲の業績向上が図られるよう支援に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第44条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第45条 乙は、本業務の実施に関し、新潟市教育情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）

第46条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）

第47条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

第48条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市教育情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市教育情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 本市教育委員会が管理する全てのネットワーク、そのネットワーク上の情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

イ 本市教育委員会が管理する全てのネットワーク及びそのネットワーク上の情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

エ 上記イ及びウと同等の資産価値を有する情報

(2) マルウェア

パソコンやスマートフォンなどのデバイス機器やOSなどに不正な操作や有害をもたらす操作を意図したソフトウェアの総称。

(3) 管理区域

ネットワークの基幹機器及び機密性3の情報を取扱う情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。（ここでは、機密性3とは、「教育委員会及び学校・園で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産」をいう。）

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（学校・園を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、第2条第1項第1号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

2 前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の教育ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の教育ネットワークに接続してはならない。

（機器の持ち出し）

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

（機器の持ち込み）

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（機器の廃棄）

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

（マルウェア対策）

第13条 乙は、マルウェアの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

（開発環境）

第14条 乙は、システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

（試験データの取扱）

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

（管理区域における入退室）

第16条 乙は、管理区域に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

（搬入出物の管理）

第17条 乙は、管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

（作業体制）

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

（報告書・記録等の提出）

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の教育ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

（情報資産の授受）

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

（教育・訓練への参加の義務）

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める新潟市教育情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

（検査・指導）

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

（事故報告）

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（指示）

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（疑義等の決定）

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目

的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。